

2009年10月8日
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

国民健康保険料の賦課，徴収及び滞納処分に係る
コンピュータ処理について（答申）

2009年9月25日付けで諮問（第406号）された国民健康保険料の賦課，徴収及び滞納処分に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) コンピュータ処理の必要性について

現在，国民健康保険料の賦課，徴収及び滞納処分についてはホストコンピュータ（以下「国保システム」という。）により処理を行っているところであるが，国保システムの稼働時間（8時30分から17時）の関係や滞納処分に係る各種手続き（財産調査に係る照会文書作成等，多くの滞納処分帳票が手作業により作成されている）の複雑性から十分な滞納整理が行えているとはいえない状況である。例えば複数の滞納者に同様の処理（財産調査等）を行うにも多くの時間を費やし効率的とはいえない状況にある。このような処理の時間浪費を招くことは，納付に関する公平性担保の観点からも他の納付義務者との公平性を著しく欠くことになる。

以上のような理由から，主に滞納処分にかかる事務処理について効率的で迅速かつ正確な対応が出来るようシステム化を図り，公平性のある滞納処分を行うことが出来る仕組みを早急に構築する必要がある。今回，このシステム導入

について、個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) コンピュータ処理をする個人情報の項目

滞納処分を行ううえで必要な基本事項（氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・賦課額・収納額等）については、従前から運用している国保システムから取得する。滞納処分執行に関する事項（資産情報・給与情報・預金情報）については、国税徴収法の例（第141条 質問及び検査）によって情報の保有者から取得する。

(3) システムの機器構成

システムの機器構成については次のとおりである。

ア サーバ 2台

イ クライアント（既存国保システムの端末と兼用） 15台

ウ 管理端末 1台（システムメンテナンス用。通常は鍵付きキャビネットに保管）

システム構成図に関しては、別紙のとおり

(4) 安全対策及び日常的な処理体制

ア 収集と取扱

前述の項目について、基本事項部分については国保システムにより処理をした内容をあらかじめ定めた方法によりシステムに夜間バッチ処理により自動連携する。滞納処分にかかる情報については、国税徴収法の例（第141条 質問及び検査）により取得し、職員が手作業により入力処理を行う。

イ 利用者の制限

システムの利用者は、業務を担当する職員及び国民健康保険料徴収指導員にのみ限定し、個人単位でID及びパスワードの設定及び操作履歴を残すことで利用者の管理を行う。

ウ 取扱データの安全性

システムの運用にあたっては、専用のサーバを導入し、操作端末は現在国保システムで利用している端末を使用するため外部との接続（インターネット網）は行わない。システム内に格納されるデータについては、全て暗号化され内部で処理し、実際のデータは、セキュリティの担保されたサーバ室内に置かれたサーバ内でのみ処理される。国保システムからのデータ更新は業務系LANを使用するため外部との接続がない。

システムの運用に際しては「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(5) 実施時期

2009年11月下旬（予定）

(7) 提出資料

- ア 滞納管理システム業務フロー
- イ システム構成図
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

コンピュータ処理を行うことについて

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

現在、国民健康保険料の賦課、徴収及び滞納処分については国保システムにより処理を行っているところであるが、国保システムの稼働時間（8時30分から17時）の関係や滞納処分に係る各種手続き（財産調査に係る照会文書作成等、多くの滞納処分帳票が手作業により作成されている）の複雑性から十分な滞納整理が行えているとはいえない状況である。例えば複数の滞納者に同様の処理（財産調査等）を行うにも多くの時間を費やし効率的とはいえない状況にある。このような処理の時間浪費を招くことは、納付に関する公平性担保の観点からも他の納付義務者との公平性を著しく欠くことになる。

以上のような理由から、主に滞納処分にかかる事務処理について効率的で迅速かつ正確な対応が出来るようシステム化を図り、公平性のある滞納処分を行うことが出来る仕組みを早急に構築する必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

(2) 安全対策について

ア 収集と取扱

前述の項目について、基本事項部分については国保システムにより処理をした内容をあらかじめ定めた方法によりシステムに夜間バッチ処理により自動連携する。滞納処分にかかる情報については、国税徴収法の例（第141条 質問及び検査）により取得し、職員が手作業により入力処理を行う。

イ 利用者の制限

システムの利用者は、業務を担当する職員及び国民健康保険料徴収指導員にのみ限定し、個人単位でID及びパスワードの設定及び操作履歴を残すことで利用者の管理を行う。

ウ 取扱データの安全性

システムの運用にあたっては、専用のサーバを導入し、操作端末は現在国保システムで利用している端末を使用するため外部との接続（インターネット網）は行わない。システム内に格納されるデータについては、全て暗号化され内部で処理し、実際のデータは、セキュリティの担保されたサーバ室内

に置かれたサーバ内でのみ処理される。国保システムからのデータ更新は業務系LANを使用するため外部との接続がない。

システムの運用に際しては「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上